

高知県いじめ防止基本方針（平成26年3月策定予定）

【基本理念】

- (1) 子どものモデルとなる大人一人一人が、しっかりとした人権感覚と「いじめは絶対に許されない」という意識をもち、それぞれの役割・責任を自覚しなければならない
- (2) いじめの解決を通して、子どもたちが「夢」「志」を育むことができる学校づくり、さらには、安心・安全な社会づくりを県民一人一人が主体的に進めなければならない

教育委員会、知事部局、警察、その他各関係機関等の取組を盛り込んでいく

高知県いじめ問題対策連絡協議会 14条①

役割…いじめ防止に向けた総合的な施策を、県民挙げて推進するための「県全体のプラットホーム」としての役割を担う

- (1) 各機関の取組等の情報共有と連携した施策の実施
- (2) 各機関の取組状況の把握、評価、見直し（PDCAの場）…学校や関係機関の取組をチェックし、実効ある取組につなげる
- (3) いじめ防止に向けた施策の実施状況等の取りまとめと公表
- (4) 関連する県の主要施策との連携調整
- (5) その他、いじめ防止対策の総合的な推進のために必要な事項

組織

会長

全体の総括・調整

県文化生活部
地域福祉部

有識者



県教育委員会

関係機関

児童相談所
法務局 等

警察本部
生活安全部

いじめ問題の克服に向けて、県・市町村・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携しながら、それぞれが主体的・積極的に、県民総ぐるみで取り組む
（教育委員会任せでは、実効ある対策がとれないという国民的な課題意識がある）

P T A

市町村教育委員会

学校